

京都経済センター3・4・6階(中小企業応援センターフロア)
会議室の貸出時間区分前後の時間外使用について

2020年10月

■会議室の時間外使用とは

通常の貸出時間区分と併せて前または後1時間の時間帯を有料で使用いただくことをいいます。
12:00～13:00、17:00～18:00の時間帯に管理者にて設備調整と清掃・消毒作業を行うことから、前後の会議室使用状況によって、時間外使用が可能な場合と不可能な場合があります。

■会議室の時間外使用の予約について

ご予約される通常の貸出時間区分によって、次のとおりとなります。

A: 予約することが可能です。会議室予約時に同時にホームページで予約することができます。

B: 当日の貸出状況によって使用可能な場合があります。事前予約はできません。

通常の貸出時間区分		時間区分前後の使用(時間外使用)		
		8:00～9:00	12:00～13:00	17:00～18:00
午前	9:00～12:00	A	B	—
午後	13:00～17:00	—	B	B
夜間	18:00～21:30	—	—	B
午前・午後	9:00～17:00	A	(不要)	B
午後・夜間	13:00～21:30	—	B	(不要)
全日	9:00～21:30	A	(不要)	(不要)

■会議室の時間外使用料金

時間外使用1時間の使用料金は、本来の貸出区分の使用料金1時間相当額の130%の金額(消費税を含む)です。